

# 阿見町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成18年1月5日

阿見町告示第1号

改正 平成29年3月13日

阿見町告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量化及び循環型社会の形成を推進するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機(以下「生ごみ処理容器等」という。)を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみを発酵分解して、容量を減少化及び堆肥化させる容器をいう。
- (2) 電気式生ごみ処理機 機械的な処理により、生ごみを発酵分解し、又は乾燥して容量を減少化及び堆肥化させることを目的とした機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 生ごみ処理容器等で生ごみを堆肥化したものを自家処理できること。
- (3) 第5条の規定による申請を行う日の属する年度内に生ごみ処理容器等を購入する者
- (4) この要綱による補助金の交付を申請日から起算して5年以内に受けていないこと。
- (5) 申請日において阿見町税条例(昭和53年条例第1号)に規定する町税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 生ごみ処理容器に対する補助金の額は、生ごみ処理容器1基につき、購入費用(消費税額を含む。)の3分の2に相当する額(当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、3,000円を限度とする。

2 電気式生ごみ処理機に対する補助金の額は、電気式生ごみ処理機1基につき、購入費用(消費税額を含む。)の3分の1に相当する額(当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、20,000円を限度とする。

3 補助の対象となる生ごみ処理容器等は、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機のいずれか一つとし、生ごみ処理容器については1世帯につき2基を限度とし、電気式生ごみ処理機については1世帯につき1基を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、阿見町生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に生ごみ処理容器等の購入に係る領収書その他の必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査し、必要があると認めるときは、当該申請に係る生ごみ処理容器等の現物を調査し、交付の可否を決定し、阿見町生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、町長が指定する日までに阿見町生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、受給者に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 阿見町補助金等交付規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出は、生ごみ処理容器等を購入したことを証する書類の提出をもってこれに代えるものとみなす。

(維持管理)

第9条 生ごみ処理容器等の購入者は、その使用に当たって、悪臭、有毒ガス等が発生しないように注意するとともに、付近の住民に迷惑がかからない場所に当該生ごみ処理容器等を設置するものとし、当該生ごみ処理容器等を定期的に点検し、常に良好な維持管理に努めなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、受給者が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に決定した補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月18日告示第152号)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月13日告示第52号)

この告示は、公布の日から施行する。